

工学院大学エコ推進委員会会則

第1章 [総則]

第1条 [規定] 本会は**工学院大学学生自治会会則**に基づき本会則を規定する。

第2条 [正式名称] 本会は**工学院大学エコ推進委員会**と称す。

第3条 [設置] 本会は**工学院大学エコ推進委員会室**に置く。

第4条 [目的] 本会は学生が環境意識の向上をしていくための場を提供し、学生の環境意識を向上させていくことを目的とする。

第2章 [組織]

第5条 [本部役員] 本会の本部役員は委員長、会計、八王子支部長、新宿支部長を各1名ずつとする。

第6条 [組織構造] 本会は省エネルギー局・省資源リサイクル局・広報局等で構成される。

第7条 [選出方法] 本会は委員長を構成員より互選しその他は必要に応じて本会で決める。

第8条 [本部役員辞任] 本部役員の辞任は、本会の構成員の三分の二以上の賛成が得られた場合辞任できる。

第9条 [辞任後の本部役員選出方法] 辞任等により役員の欠損が生じた場合、本会員中より立候補及び推薦立候補したものを対象に委員会会議にて多数決により決定する。

第10条 [任期] 役員の任期は一年とし、原則として十二月一日より始まり、次年度十一月三〇日に終わるものとする。

第3章 [活動]

第11条 [行事] 本会では環境講演会、学外清掃を開催し、エコプロなどの学外行事にも参加する。

第12条 [その他の行事] 社会情勢、環境問題事情、学内からの要望などにより新規行事の企画、行事の末梢も考えられる。

第4章 [会議]

第13条 [委員会会議] 本会に所属する構成員で行われる。

第14条 [会議基準] 本会議は本会委員長が認めた場合召集する。ただし、構成員の三分の一以上の要請があった場合、委員長はこれを召集しなければならない。

第15条 [会議成立条件] 本会の構成員の三分の一以上の出席を以て成立する。

第16条 [事項] 本会の会議は、1.細則の決定 2.提出された議案 3.その他、本会の目的達成に必要な事項。

第17条 [議決方法] 本会議の議決は、出席議決権数の三分の二以上を以て議決される。

第5章 [予算]

第18条 [出所] 本会の予算は、**工学院大学学生自治会予算**を以てこれにあたる。

第19条 [使用方法] 本会の予算使用方法は、会計監査委員会が行う会計会議に準ずるものとする。

第20条 [予算案審議・配分] 次年度の予算案作成の際、見積り予算及び前年度活動状態、次年度の活動計画等を基として、配分を審議し第17条に基づき本会で決定する。

第6章 [附則]

第21条 [解釈] 本会則について異論が出た際は、本会の会議にて決定する。

第22条 [改正方法] 第21条での異論が出た際、第17条に基づき議決し、決定する。

第23条 [施行] **本会則は2019年6月7日より施行される。**